

<A> 「行政不服審査会長へ諮問/要請」 by 審査庁/市議会議員 R1/2019/10/11

<B> 「市議会議員へ答申/通知」 by 行服審査会長 R1/2019/11/11

審査請求人

官 崎 碩 文

処 分 庁

藤 沢 市 議 会

- ・ 「処分庁=審査庁」=「市議会議員」の答
- ・ ここで云う「藤沢市議会」とは如何なる組織？

審査請求人が2019年(平成31年)3月6日付けで提起した、藤沢市議会が行った藤沢市議会への陳情請求の不受理処置に関する処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

本審査請求は、処分庁が行った、審査請求人が電子メールで提出した陳情書を不受理とした処分について、同人がその取消しを求めるものである。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人が、電子メールで送付した陳情について、コピーしたものを処分庁が議長(議会)に渡した以上、その陳情は規則に基づき受理されるべきであり、議会が受理をしない判断とすること、及び処分庁が審査請求人に対し不受理を通知することは規則違反である。また、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(現:情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律)」「藤沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」等のICT関連法に準拠したものであり、議長の不受理がいかなる理由によるものかによらず、一度受理した陳情を処分庁が「不受理」とする処置には決して合理的理由はない。「市民、行政、議会の利便性向上」を図ることがICT関連法

- ・ 押印はあくまでも本人確認の手段の一つである。
- ・ 事前対話、eMail交信、口頭説明会 等においては全て本人である事を認めた上で行われている事実。

当裁決書には 下記の重要事項について一切言及していない。  
裁決者諸氏の意図によるものであると考えざるを得ないが 決して「合理的な理由」があるとはあり得ない。

- ・ 職務 : 事務手続き by 事務局  
審議・審査 by 議員
- ・ 表記言語 : eMail 請求書 with HTML 言語使用 -> 別紙1添付  
事務局紙印刷 without HTML 機能 例: 印影(図) -> 別紙2添付
- ・ 送信者が意図した情報の同一性が 維持されず 異なる情報として 議員に渡された事になる。 情報改竄行為の類と見做される疑いあり。
- ・ 事務局が 印刷した上で 議長/議員に渡したことが事実ならば 手続き上は受理された事となる。 藤沢市条例に符合している証しと考えるのが 理に叶う。
- ・ 議長・議員が 渡された紙写しを見て eMail経由である事から不受理判断を下した行為は 本来の議員職務の逸脱である。 藤沢市条例を無視した行為である。
- ・ オンライン情報通信・ファイル情報通信  
オンライン法 : 申請・請求手続きのICT利活用 適用範囲: 除く:議会  
藤沢市条例 : 含む:議会
- ・ 藤沢市行政審査会判断:  
ICT利用請求手続き=合法 by 条例  
議員職務は 請求内容の審議・審査に徹する事である。

の趣旨であることを認識するべきである。よって、市議会議長及び議会事務局長の不当な判断を撤回し、提出済陳情を正規に受理するよう求める。

- ・ 藤沢市のMailサーバーのHTML 除去機能によるものである。
- ・ 送信源情報の 同一性が損なわれている事実認識不足。  
→ 別紙1

## 2 処分庁の主張

審査請求人が処分庁に送付した陳情は、電子メール本文に陳情項目等を記載し、印影の電子データを添付した状態で提出された。

藤沢市議会会議規則（平成15年藤沢市議会規則第1号。以下「規則」という。）第90条において、陳情書は請願書の例により処理することと規定されており、規則第82条において、請願書には請願者が署名し、又は記名押印しなければならないと規定されている。本件処分における陳情書には、陳情者の署名又は記名押印がされていないことから、陳情として受理できないと判断し、審査請求人に対し、不受理を通知したものである。

したがって、審査請求人の主張のうち、「規則に基づき受理されるべきであり、議会が受理しない判断をすることは規則違反であり、処分庁が審査請求人に対し不受理を通知する事は同様に規則違反である」の部分は否認する。

また、本件処分における陳情書は、陳情者の署名又は記名押印がされていないことから、提出された当初より陳情としての所要の形式を具備しておらず、審査請求人に対して、同年2月5日付けの電子メール以降、陳情として受理できないことを一貫して説明している。

したがって、審査請求人の主張のうち、「一度受理した陳情を事務局が「不受理」とする処置」の部分についても否認する。

本件処分における陳情書の提出は、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（現：情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律）」の趣旨に基づくものであることは理解しているが、同法第2条第2号ハ（現：第3条第2号ハ）において「地方公共団体又はその機関（議会を除く。）」とされており、議会は対象外と規定されている。

陳情書のメールでの提出の受理については、規則の改正により可能となるものであり、合議体である議会が、これまでの協議により決定している規則に対して、処分庁が積極的に改正の提案をするものであるとは認識していない。

したがって、「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

- ・ 「藤沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」に関する認識不足。  
第二条（定義）二項（行政機関等）  
議会を含むと規定している。  
第三条（電子情報処理組織による申請等）  
氏名又は名称を明らかにする措置であつて当該署名等に代えさせることが得切る。
- ・ 行政審査会もこの事実を認めている。

- ・ 押印は本人確認の手段の一つである。
- ・ 事前対話、eMail交信、口頭説明会 等においては常に本人である事を認めた上で行われているのが実態。

## 当庁の判断

当庁は、審査請求人及び処分庁の主張等に基づき、次の理由により、本件処分に違法な点は認められないと判断した。

- (1) 議会への陳情については、規則第82条第1項の「請願書には邦文を用いて次に掲げる事項を記載し、かつ、請願者（請願者が法人である場合はその代表者）が署名し、又は記名押印しなければならない。」及び、規則第90条の「議会は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。」との規定に基づき受理の手続を行っている。
- (2) 行政手続においては、提出された書類が、当該手続における必要事項が満たされているか等の形式的な審査を行い、受理をするものであって、行政機関に書類を提出したことをもって直ちに受理がされたと言えるものではない。したがって、処分庁が審査請求人から電子メールによる陳情書の送付を受けたことをもって、当該陳情書を受理したものとはいえない。さらに、処分庁は、審査請求人に対し、前項により一貫して、「陳情としての形式要件を具備していないので受理はできない」との説明を行い、あわせて陳情として提出を希望する場合の案内も行っており、審査請求人による、一度処分庁が受理した陳情を「不受理」とする処置にはあたらない。
- (3) 審査請求人は、「市民、行政、議会の利便性向上」を図ることがICT関連法の趣旨であることを認識すべき旨を主張するが、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（現：「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」）の規定が適用される「行政機関等」の中に議会は含まれない。（同法第2条第2号ハ（現：第3条第2号ハ）「地方公共団体又はその機関（議会を除く。）」より）
- (4) 他の多くの地方公共団体（主に神奈川県内の他市議会事務局）においても、陳情書受理の運用について、同様の状況にある。

## 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査請求法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

2020年（令和2年） 2月 14日

審査庁 藤沢市議会



- ・ 押印は本人確認の手段の一つである。
- ・ 事前対話、eMail交信、口頭説明会 等においてはすべて本人である事を認めた上で 行われている事実。

- ・ 他市には「行政機関等に議会を含む」との趣旨記載のある下記条例は見当たらない。  
「藤沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」  
第二条 二項（ア）2

この裁決に不服があるときは、裁決があったことを知った日から6ヶ月以内に、横浜地方裁判所に対し藤沢市を被告として（藤沢市長が被告の代表者となります。）裁決の取消訴訟を提起することができます。この取消訴訟においては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日から6ヶ月以内に、横浜地方裁判所に対し藤沢市を被告として（藤沢市長が被告の代表者となります。）処分の取消訴訟を提起することができます。

これらの取消訴訟は、裁決の日から1年を経過したときは提起することができません。

4

これは裁決書の謄本であることを証明します。

令和2年2月14日

藤 沢 市 議 会



# 決裁通知

受理 02/2020/2/18 24m.

令和2年2月14日

(審査請求人)  
宮崎 碩文 様

「藤沢市議会」  
代表・責任者？  
組織構成？

(審査庁)  
藤沢市議会

裁決書の謄本の送付について

平成31年3月6日付けであなたが提起した審査請求について裁決したので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項本文の規定に基づき、裁決書の謄本を送付します。

以上

事務担当  
〒251-8601  
藤沢市朝日町1番地の1  
藤沢市議会事務局総務課  
担当：藤田  
Tel 0466-50-3566 (直通)  
Fax 0466-24-0123

コメント: by 宮崎

## 参考情報:

- ・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 平成14/2002年  
第二条 (定義) 二項 (行政機関等)  
→ ハ 地方公共団体又はその機関 (議会を除く)
  - ・藤沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 平成17/2005年  
第二条 (定義) 二項 (行政機関等)  
(2) 市の機関 次に掲げるものをいう。  
→ ア 議会, 地方自治法第2編第7章の規定に基づいて設置される  
執行機関, 消防局 ……
- 第三条 (電子情報処理組織による申請等)
- 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織 (市の機関の使用に係る電子計算機 (入出力装置を含む。以下同じ。)) と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。) を使用して行わせることができる。
- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
  - 3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。
  - 4 第1項の場合において、市の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、**氏名又は名称を明らかにする措置** であつて規則で定めるものをもって **当該署名等に代えさせることができる。**
- ・藤沢市議会会議規則 第82条 (請願書の記載事項)
  - ・藤沢市議会改革の取り組み
  - ・藤沢市議会基本条例 (解説)